

発議第3号

瀬戸内市議会議員政治倫理条例の一部を改正することについて

上記の議案を、別紙のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成16年瀬戸内市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月23日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 議会運営委員長 小谷 和志

（提出の理由）

瀬戸内市議会議員政治倫理条例について検証の結果、政治倫理基準に係る規定を見直しするもの。

## 瀬戸内市条例第 号

### 瀬戸内市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

瀬戸内市議会議員政治倫理条例(平成20年瀬戸内市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「団体等(自治会を除く。)の長」を「団体等の役員(自治会の役員を除く。)」に改め、同条第2項中「団体等の長」を「団体等の役員」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の第3条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に就任した団体等の役員の残任期間においては、適用しない。

瀬戸内市議会議員政治倫理条例(平成20年瀬戸内市条例第59号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○瀬戸内市議会議員政治倫理条例</p> <p>第1条～第2条 略 (政治倫理基準)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 市(市の出資法人等(市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。))を含む。以下同じ。)が行う許可、認可又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦し、又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは損地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(5) 市職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) 市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている<u>団体等(自治会を除く。)</u>の長に就任をしないこと。</p> <p>(7) 政治活動に関して企業、団体等から寄付等を受けないものとし、その後後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>2 前項第6号の規定は、新たに議員となった者がその当選の際在任してい</p>	<p>○瀬戸内市議会議員政治倫理条例</p> <p>第1条～第2条 略 (政治倫理基準)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 市(市の出資法人等(市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。))を含む。以下同じ。)が行う許可、認可又は工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦し、又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは損地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>(5) 市職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) 市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている<u>団体等の役員(自治会の役員を除く。)</u>に就任をしないこと。</p> <p>(7) 政治活動に関して企業、団体等から寄付等を受けないものとし、その後後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>2 前項第6号の規定は、新たに議員となった者がその当選の際在任してい</p>

る団体等の長の残任期間においては、適用しない。

- 3 議員は、第1項に規定する遵守事項（以下「政治倫理基準」という。）に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

第4条～第13条 略

る団体等の役員の残任期間においては、適用しない。

- 3 議員は、第1項に規定する遵守事項（以下「政治倫理基準」という。）に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

第4条～第13条 略